

議案第49号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年6月3日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、手数料の新設その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表 6 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表中 57 の項を 61 の項とし、同表 56 の項中「附表 9」を「附表 10」に改め、同項を同表 60 の項とし、同表中 55 の項を 59 の項とし、同表 54 の項中「附表 8 の 2」を「附表 9 の 2」に改め、同項を同表 58 の項とし、同表 53 の項中「附表 8 の 1」を「附表 9 の 1」に改め、同項を同表 57 の項とし、同表 52 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「附表 7 の 2」を「附表 8 の 2」に改め、同項を同表 56 の項とし、同表 51 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「附表 7 の 1」を「附表 8 の 1」に改め、同項を同表 55 の項とし、同表中 50 の項を 51 の項とし、同項の次に次のように加える。

52	法第 87 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請	附表 7 に掲げる額
53	法第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可の申請	120,000 円
54	法第 87 条の 3 第 6 項の規定による許可の申請	160,000 円

別表中 49 の項を 50 の項とし、19 の項から 48 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、同表 18 の項中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同項を同表 19 の項とし、同表 17 の項の次に次のように加える。

18	法第 53 条第 5 項の規定による許可の申請	60,000 円
----	-------------------------	----------

別表備考 2 中「41 の項から 48 の項まで」を「42 の項から 49 の項まで」に改め、同表備考 2 ただし書中「45 の項から 47 の項まで」を「46 の項から 48 の項まで」に改める。

別表附表 1 備考 4 中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「附表 7 の 1」を「附表 8 の 1」に改め、同表備考 4 を同表備考 5 とし、同表備考 3 を同表備考 4 とし、同表備考 2 の次に次のように加える。

- 3 建築物が、法第 87 条の 2 第 1 項(同条第 2 項の規定により第 86 条の 8 第 3 項の規定を準用する場合を含む。)の規定による認定に係る建築物にあっては、備

考 1(3)又は(4)に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積を床面積の合計とする。

別表附表 3 の 1 の表備考 2 及び 2 の表備考 2 中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に、「附表 7 の 2」を「附表 8 の 2」に改める。

別表中附表 9 を附表 10 とする。

別表附表 8 の 1 の表備考 2 中「附表 1 備考 3」を「附表 1 備考 4」に改め、同表附表 8 を同表附表 9 とする。

別表附表 7 の 1 の表備考 2 中「附表 1 備考 3」を「附表 1 備考 4」に改め、同表附表 7 を同表附表 8 とする。

別表附表 6 の次に次の 1 表を加える。

附表 7

用途変更に係る全体計画認定申請手数料表

床面積の合計	金額
100 平方メートル以下のもの	33,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のもの	44,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	60,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	87,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	116,000 円
2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	275,000 円
10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	470,000 円
50,000 平方メートルを超えるもの	730,000 円

備考

1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

(1) 法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該全体計画に係る 1 の建築物の床面積

(2) 法第 87 条の 2 第 2 項の規定により法第 86 条の 8 第 3 項の規定を準用する場合の用途変更に伴う全体計画の変更に関する認定(以下「用途変更全体計画変更認定」という。)を申請する場合 次に掲げる床面積を合算した面積

ア 用途変更全体計画の変更に係る階(イに掲げる部分を除く。)の床面積に 0.5 を乗じて得た面積

イ 床面積の増加する部分の床面積

- 2 用途変更全体計画変更認定のうち、工事期間の変更(軽微な変更は除く。)のみに係る手数料は、21,000円とする。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1～5	省略		1～5	省略	
6	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請	120,000円	6	法第7条の6第1項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)及び第18条第24項第1号又は第2号(法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請	120,000円
7～17	省略		7～17	省略	
18	法第53条第5項の規定による許可の申請	60,000円	18	法第53条第5項第3号の規定による許可の申請	
19	法第53条第6項第3号の規定による許可の申請		19	省略	
20	省略		20	省略	
21	省略		21	省略	
22	省略		22	省略	
23	省略		23	省略	
24	省略		24	省略	
25	省略		25	省略	
26	省略		26	省略	
27	省略		27	省略	
28	省略		28	省略	
29	省略		29	省略	
30	省略		30	省略	
31	省略		31	省略	
32	省略		32	省略	
33	省略				

<u>34</u>	省略	
<u>35</u>	省略	
<u>36</u>	省略	
<u>37</u>	省略	
<u>38</u>	省略	
<u>39</u>	省略	
<u>40</u>	省略	
<u>41</u>	省略	
<u>42</u>	省略	
<u>43</u>	省略	
<u>44</u>	省略	
<u>45</u>	省略	
<u>46</u>	省略	
<u>47</u>	省略	
<u>48</u>	省略	
<u>49</u>	省略	
<u>50</u>	省略	
<u>51</u>	省略	
<u>52</u>	法第 87 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定による認定の申請	附表 7 に掲げる額
<u>53</u>	法第 87 条の 3 第 5 項の規定による許可の申請	120,000 円
<u>54</u>	法第 87 条の 3 第 6 項の規定による許可の申請	160,000 円
<u>55</u>	法第 87 条の 4 において準用する確認の申請又は計画の通知	附表 8 の 1 に掲げる額
<u>56</u>	法第 87 条の 4 において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	附表 8 の 2 に掲げる額
<u>33</u>	省略	
<u>34</u>	省略	
<u>35</u>	省略	
<u>36</u>	省略	
<u>37</u>	省略	
<u>38</u>	省略	
<u>39</u>	省略	
<u>40</u>	省略	
<u>41</u>	省略	
<u>42</u>	省略	
<u>43</u>	省略	
<u>44</u>	省略	
<u>45</u>	省略	
<u>46</u>	省略	
<u>47</u>	省略	
<u>48</u>	省略	
<u>49</u>	省略	
<u>50</u>	省略	
<u>51</u>	法第 87 条の 2 において準用する確認の申請又は計画の通知	附表 7 の 1 に掲げる額
<u>52</u>	法第 87 条の 2 において準用する完了検査の申請又は工事を完了した旨の通知	附表 7 の 2 に掲げる額

57	省略	附表 9 の 1 に掲げる額
58	省略	附表 9 の 2 に掲げる額
59	省略	
60	省略	附表 10 に 掲げる額
61	省略	

備考

- 1 省略
- 2 42 の項から 49 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、46 の項から 48 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

附表 1

確認申請等手数料表

表 省略

備考

- 1・2 省略
- 3 建築物が、法第 87 条の 2 第 1 項(同条第 2 項の規定により第 86 条の 8 第 3 項の規定を準用する場合を含む。)の規定による認定に係る建築物にあつては、備考 1(3)又は(4)に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積を床面積の合計とする。
- 4 省略
- 5 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 8 の 1に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表

53	省略	附表 8 の 1 に掲げる額
54	省略	附表 8 の 2 に掲げる額
55	省略	
56	省略	附表 9 に掲 げる額
57	省略	

備考

- 1 省略
- 2 41 の項から 48 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、45 の項から 47 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

附表 1

確認申請等手数料表

表 省略

備考

- 1・2 省略
- 3 省略
- 4 確認の申請又は計画の通知に法第 87 条の 2 に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表 7 の 1に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表 2 省略

附表 3

完了検査申請等手数料表

1 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 確認の申請又は計画の通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表8の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。
- 2 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 省略
- 2 確認の申請又は計画の通知に法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表8の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表4～附表6 省略

附表7

用途変更に係る全体計画認定申請手数料表

床面積の合計	金額
100平方メートル以下のもの	33,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	44,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	60,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	87,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	116,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	275,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	470,000円
50,000平方メートルを超えるもの	730,000円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

1 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けていない場合

表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 確認の申請又は計画の通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表7の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。
- 2 中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査を受けている場合

表 省略

備考

- 1 省略
- 2 確認の申請又は計画の通知に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては、この表に掲げる額のほか、附表7の2に掲げる区分に応じた額を加えた額とする。

附表4～附表6 省略

- (1) 法第 87 条の 2 第 1 項の規定による全体計画の認定を申請する場合 当該全体計画に係る 1 の建築物の床面積
- (2) 法第 87 条の 2 第 2 項の規定により法第 86 条の 8 第 3 項の規定を準用する場合の用途変更に伴う全体計画の変更に関する認定(以下「用途変更全体計画変更認定」という。)を申請する場合 次に掲げる床面積を合算した面積
 - ア 用途変更全体計画の変更に係る階(イに掲げる部分を除く。)の床面積に 0.5 を乗じて得た面積
 - イ 床面積の増加する部分の床面積
- 2 用途変更全体計画変更認定のうち、工事期間の変更(軽微な変更は除く。)のみに係る手数料は、21,000 円とする。

附表 8

建築設備に係る確認申請等手数料表

- 1 確認の申請又は計画の通知に係るもの
表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 附表 1 備考 4の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表 9

工作物に係る確認申請等手数料表

- 1 確認の申請又は計画の通知に係るもの
表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 附表 1 備考 4の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表 10 省略

附表 7

建築設備に係る確認申請等手数料表

- 1 確認の申請又は計画の通知に係るもの
表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 附表 1 備考 3の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表 8

工作物に係る確認申請等手数料表

- 1 確認の申請又は計画の通知に係るもの
表 省略

備考

- 1 省略
 - 2 附表 1 備考 3の規定は、この表について適用する。
- 2 省略

附表 9 省略